

指定居宅サービス等の事業の人員，設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行等に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

指定居宅サービス等の事業の人員，設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行等に伴う関係条例の整備に関する条例を次のように定める。

2018年（平成30年）2月15日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

指定居宅サービス等の事業の人員，設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行等に伴う関係条例の整備に関する条例

（藤沢市介護保険指定地域密着型サービスの基準に関する条例の全部改正）

第1条 藤沢市介護保険指定地域密着型サービスの基準に関する条例（平成25年藤沢市条例第46号）の全部を改正する。

藤沢市介護保険指定地域密着型サービスの基準に関する条例

（趣旨）

第1条 この条例は，介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第78条の2第1項及び第4項第1号の規定に基づき指定地域密着型サービス事業者の指定に関する基準を定めるとともに，法第78条の2の2第1項の規定に基づく共生型地域密着型サービスに関する基準並びに法第78条の4第1項，第2項及び第5項の規定に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員，設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

（法第78条の2第1項の条例で定める数）

第2条 法第78条の2第1項の規定により条例で定める数は，29人とする。

（指定地域密着型サービス事業者の資格）

第3条 法第78条の2第4項第1号（法第78条の12において読み替えて準

用する法第70条の2第4項において準用する場合を含む。)の規定により条例で定める者は、法人であって藤沢市暴力団排除条例(平成23年藤沢市条例第18号)第2条第5号に規定する暴力団経営支配法人等でないものとする。

(指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準)

第4条 指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準(共生型地域密着型サービスに関するものを含む。)は、この条例に定めるもののほか、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第34号。以下「省令」という。)に定めるとおりとする。

(記録の整備)

第5条 前条の規定により基準とする省令第3条の40第2項、第17条第2項、第36条第2項、第40条の15第2項、第60条第2項、第87条第2項、第107条第2項、第128条第2項、第156条第2項及び第181条第2項の適用については、これらの規定中「2年間」とあるのは、「5年間」とする。

(指定地域密着型介護老人福祉施設の設備)

第6条 第4条の規定により基準とする省令第132条第1項第1号イについては、同イ中「, 2人」とあるのは、「2人, その他市長が特に必要と認める場合にあっては4人以下」とする。

(藤沢市介護保険指定地域密着型介護予防サービスの基準に関する条例の全部改正)

第2条 藤沢市介護保険指定地域密着型介護予防サービスの基準に関する条例(平成25年藤沢市条例第45号)の全部を改正する。

藤沢市介護保険指定地域密着型介護予防サービスの基準に関する
条例

(趣旨)

第1条 この条例は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第115条の12第2項第1号の規定に基づき指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準を定めるとともに、法第115条の12の2第1項の規定に基づく共生型地域密着型介護予防サービスに関する基準並びに法第115条の14第1項、第2項及び第5項の規定に基づく指定地域密着

型介護予防サービスの事業の人員，設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定めるものとする。

(指定地域密着型介護予防サービス事業者の資格)

第2条 法第115条の12第2項第1号(法第115条の21において読み替えて準用する法第70条の2第4項において準用する場合を含む。)の規定により条例で定める者は，法人であつて藤沢市暴力団排除条例(平成23年藤沢市条例第18号)第2条第5号に規定する暴力団経営支配法人等でないものとする。

(指定地域密着型介護予防サービス事業の人員，設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準)

第3条 指定地域密着型介護予防サービス事業の人員，設備及び運営に関する基準(共生型地域密着型介護予防サービスに関するものを含む。)並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準は，この条例に定めるもののほか，指定地域密着型介護予防サービスの人員，設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第36号。以下「省令」という。)に定めるとおりとする。

(記録の整備)

第4条 前条の規定により基準とする省令第40条第2項，第63条第2項及び第84条第2項の適用については，これらの規定中「2年間」とあるのは，「5年間」とする。

(藤沢市指定介護予防支援等の基準に関する条例の全部改正)

第3条 藤沢市指定介護予防支援等の基準に関する条例(平成27年藤沢市条例第41号)の全部を改正する。

藤沢市指定介護予防支援等の基準に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は，介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第115条の22第2項第1号の規定に基づき指定介護予防支援事業者

の指定に関する基準を定めるとともに、法第115条の24第1項及び第2項並びに法第59条第1項第1号の規定に基づき指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定めるものとする。

(指定介護予防支援事業者の資格)

第2条 法第115条の22第2項第1号(法第115条の31において読み替えて準用する法第70条の2第4項において準用する場合を含む。)に規定する条例で定める者は、法人であつて藤沢市暴力団排除条例(平成23年藤沢市条例第18号)第2条第5号に規定する暴力団経営支配法人等でないものとする。

(指定介護予防支援等の基準)

第3条 指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準は、この条例に定めるもののほか、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第37号。以下「省令」という。)に定めるとおりとする。

(記録の整備)

第4条 前条の規定により基準とする省令第28条第2項の適用については、同項の規定中「2年間」とあるのは、「5年間」とする。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

提案理由

この条例を提出したのは、介護保険法の一部が改正され、並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が制定されたことに伴い、関係する条例について規定の形式その他の所要の改正をする必要による。